

入札・見積合せにおける同等品の取扱いについて

仕様書等において示した品目（以下、「例示品」という。）の他、「同等品での入札（見積り）可」と記載された品目については、当該品目と同等以上の品物（以下、「同等品」という。）により、入札・見積合せに参加することが可能です。

この場合、下記の手続きにより、事前に同等品の確認・認定を受けてください。

記

1 同等品の定義

同等品とは、規格（形状、材質、大きさ等）・品質・性能が例示品と同等以上であるものをいいます。

2 同等品確認の方法

同等品による入札（見積り）を希望する場合は、仕様書に記載された期限内に、次の書類を契約検査課へ提出してください。

- (1) 同等品規格確認票
- (2) 同等品の規格、品質、性能、価格等が確認できる資料（カタログ等の写し）
- (3) その他、仕様書等で必要とされている書類

3 同等品認定・不認定の回答

同等品の認定・不認定は、提出された同等品規格確認票の「確認欄」に、認定の場合は「認定」に、不認定の場合は「不認定」に○印を付して、FAXにより回答します。なお、確認のため、FAXが届き次第、契約検査課まで折り返し電話連絡（0297-60-1551）をお願いいたします。

なお、回答は、入札・見積合せに参加する全者に行います。

4 その他

同等品の認定を受けていない品目により入札・見積合せに参加することは出来ません。

同等品の認定を受けていない品目により落札・決定したことが判明した場合は、原則として、例示品を納入するか、同等品として認定された品目を納入していただきます。

上記品目が納入できない場合は、契約解除や、指名停止措置を行う場合があります。